

# 法定相続情報が 証明制度が 始まります。



## どういうもの？

法務局に法定相続人に関する情報を一覧図にした「法定相続情報一覧図」の保管を申し出ることにより、以降5年間、無料で法務局の証明がある法定相続情報一覧図の写し（法定相続情報証明）の交付を受けることができるようになりました。



## 何に使える？

これまで相続による不動産の登記を申請する際は、原則、申請する法務局ごとに、被相続人（故人）の出生から死亡までの戸籍謄本など相続を証明する書類一式を提出する必要がありました。今後は、法定相続情報証明1通を提出することにより申請が可能となります。特に、複数の法務局管轄内に不動産をお持ちの方が相続手続をする場合は、法定相続情報証明を複数取得すれば、重複して戸籍謄本を入手しなくても登記の申請ができるようになります。また、**相続登記**以外の次のような場合にも法定相続情報証明を利用すれば、スムーズに手続を行える可能性があります。

- ① 預貯金の相続手続
- ② 保険金の請求、保険の名義変更手続
- ③ 有価証券の名義変更手続



## 証明の取り方は？

法定相続情報証明の交付を受けるための手順は次のとおりです。

### STEP1 申し出のための添付書面を収集

市役所などで被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本と住民票（除票）の写し、相続人の戸籍謄本、住民票の写しなどの法定相続情報一覧図の保管の申し出のための添付書面を収集する。

### STEP2 法定相続情報一覧図と申出書を作成

申出書には、

- ① 申出人の住所、氏名、連絡先、被相続人との続柄
  - ② 利用目的
  - ③ 交付を求める通数
  - ④ 申し出の年月日
- などを記載しなければなりません。

### STEP3 法務局に申し出を行う

申し出を行う法務局は、被相続人の本籍地又は最後の住所地、申出人の住所地、被相続人名義の不動産の所在地を管轄する法務局でなければなりません。そこに申出書と法定相続情報一覧図、添付書面を提出します。登記官はこれらの書面を確認して間違いがなければ法定相続情報証明を交付します。なお、申し出の際に添付した戸籍謄本などの書面は返却されます。

法定相続情報証明のことなら  
**司法書士**にご相談を！！

## 全国の司法書士会一覧

札幌司法書士会 011-281-3505	石川県司法書士会 076-291-7070
函館司法書士会 0138-27-0726	富山県司法書士会 076-431-9332
旭川司法書士会 0166-51-9058	大阪司法書士会 06-6941-5351
釧路司法書士会 0154-41-8332	京都司法書士会 075-241-2666
宮城県司法書士会 022-263-6755	兵庫県司法書士会 078-341-6554
福島県司法書士会 024-534-7502	奈良県司法書士会 0742-22-6677
山形県司法書士会 023-623-7054	滋賀県司法書士会 077-525-1093
岩手県司法書士会 019-622-3372	和歌山県司法書士会 073-422-0568
秋田県司法書士会 018-824-0187	広島司法書士会 082-221-5345
青森県司法書士会 017-776-8398	山口県司法書士会 083-924-5220
東京司法書士会 03-3353-9191	岡山県司法書士会 086-226-0470
神奈川県司法書士会 045-641-1372	鳥取県司法書士会 0857-24-7013
埼玉司法書士会 048-863-7861	島根県司法書士会 0852-24-1402
千葉司法書士会 043-246-2666	香川県司法書士会 087-821-5701
茨城司法書士会 029-225-0111	徳島県司法書士会 088-622-1865
栃木県司法書士会 028-614-1122	高知県司法書士会 088-825-3131
群馬司法書士会 027-224-7763	愛媛県司法書士会 089-941-8065
静岡県司法書士会 054-289-3700	福岡県司法書士会 092-714-3721
山梨県司法書士会 055-253-6900	佐賀県司法書士会 0952-29-0626
長野県司法書士会 026-232-7492	長崎県司法書士会 095-823-4777
新潟県司法書士会 025-244-5121	大分県司法書士会 097-532-7579
愛知県司法書士会 052-683-6683	熊本県司法書士会 096-364-2889
三重県司法書士会 059-224-5171	鹿児島県司法書士会 099-256-0335
岐阜県司法書士会 058-246-1568	宮崎県司法書士会 0985-28-8538
福井県司法書士会 0776-30-0001	沖縄県司法書士会 098-867-3526

## こんなときには 司法書士に相談を

- 相続による土地や建物の名義変更手続
- 土地や建物の贈与
- 借金が多いので相続を放棄したい
- 会社役員が死亡したので登記手続が必要
- 相続登記をしたいが、相続人の一人が行方不明
- 遺産分割をしたいが、協力しない相続人がいて話がまとまらない
- 高齢の親が認知症になり、財産管理が必要
- 親が亡くなり、遺言が見つかった
- 相続に伴い、預金の解約手続が必要

発行



日本司法書士会連合会

Japan Federation of Shihō-shoshi's Associations

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

TEL : 03-3359-4171

にっしれん  検索

法定相続情報証明制度  
特設サイト



相続手続が  
変わりますよ！

「存知ですか？」



日本司法書士会連合会